



# 田 辺

<http://www.city.tanabe.lg.jp/>

# 5

Vol. 48  
MAY. 2009



## 自転車生活、始めませんか

### Contents (5月号・目次)

- 特集：自転車生活…………… P. 2
- お知らせワイド…………… P. 8
- 街角だより…………… P.12
- 情報BOX…………… P.14
- みんなの広場・図書館だより…………… P.20
- 各種相談…………… P.22



【特集】

# 自転車生活

だれでも気軽に利用できる身近な乗り物、自転車。最近では、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を出さない環境に優しい交通手段として、また、適度な運動になるスポーツや趣味として、環境・健康面で注目されています。

五月は「自転車月間」です。皆さんもこの機会に自転車の楽しさに触れ、自転車生活を始めてみませんか？



## Healthy, Ecology, Fun 始めよう！自転車生活

### 健康づくりに効果的

最近、健康やダイエットのために自転車を始める人が増えています。自転車は、少ない負担で長時間の運動ができるので、有酸素運動を行うのに最適です。有酸素運動とは、酸素を多く取り込みながら、酸素によって体内の糖質や脂肪をエネルギー源として燃焼する運動で、乳酸を生じないので疲れが蓄積せず、長

時間運動を続けることができます。運動でのエネルギー消費は、血液中の脂肪が先に燃焼され、途中から体脂肪に切り替わるので、二十分以上継続して有酸素運動を行うと、効率的に体脂肪を燃焼させることができます。週一〜三回程度、三十分以上自転車で乗ると、メタボリック・シンドローム予防に効果的です。自転車をごくと脚が太くなると誤解されている方もいるかもしれませんが、しかし、自転車は、体への負担が少なく全身の筋肉を効率よく使うので、むしろ細く引き締まった脚にすることができます。

そのほかにも、自転車で筋力が鍛えられると、腰痛やひざの痛みなどの予防や、転倒防止にも役立ちます。また、血行も良くなるので新陳代謝が活発になります。その上、バランス感覚の強化にもなり、脳や神経にも良いなど、健康に良い様々な効果が期待されています。

### 地球環境にも優しい

走っても走ってもCO<sub>2</sub>を出さない自転車は、最も便利で環境に優しい乗り物です。地球温暖化が深刻になり、世界各地で温暖化が進んだことによる異常気象が報告されています。この問題の解決のためには、わたしたち一人ひとりが身近にできることから始めていくことが大切です。小さなことでも、みんながCO<sub>2</sub>削減に取り組むことで、地球規模の温暖化防止に繋がります。

### 楽しく走ろう！

自転車で風を切って走ると、とても気持ちいいですよ。景色を楽しみながら、外の空気を感ずることができるので、ストレス解消にもなります。好きな速さで、行きたいコースを走り、寄り道も自由に楽しめます。

自転車の目線になると、季節の移り変わりを敏感に感じられるようになったり、車のスピードでは見落としていたものに気付いたり、新しい発見があります。皆さんも、新しいものを探しに自転車に出掛けてみませんか？

燃費10km/ℓの自動車の1km当たりのCO<sub>2</sub>排出量

$$2.3 \text{ (kg/ℓ)} \div 10 \text{ (km/ℓ)} = 0.23 \text{ (kg/km)}$$

燃費

ガソリン1ℓ当たりのCO<sub>2</sub>排出量は2.3kg

この車で往復10kmを走行した場合のCO<sub>2</sub>排出量

$$0.23 \text{ (kg/km)} \times 10 \text{ (km)} = 2.3 \text{ (kg)}$$

例えば、往復10kmの通勤を車から自転車に変えると、2.3kg(2ℓのペットボトル587本)のCO<sub>2</sub>を削減できます。週2回往復10kmの車の運転を控えると、年間約230kgのCO<sub>2</sub>を削減することができます。

## 自転車は自分にとって欠かせない存在

以前は車で通勤していた植田さん。今は、雨の日以外ほぼ毎日自転車通勤だという。

「自転車に乗り始めたのは、職場の皆さんから誕生日プレゼントとして自転車をいただいたことがきっかけです。最初は、通勤などに利用していましたが、徐々に自転車の魅力にハマり、今では、自転車が趣味になっていますね」と語る。最近は休日を利用して、サイクリングメンバーと県内各地をサイクリングしているという。

自転車に乗るようになって、いろんな部分で変化を感じるようになったという植田さん。

「仕事が忙しくあまり運動をする機会がありませんでしたが、自転車のおかげで運動不足が解消され、健康面での変化を感じるようになりました。また、まちの景色や季節の移り変わりなど、今まで気付かなかったことも、自転車だからこそ感じられるようになりました」

「次は四国にも行ってみたいですね」と笑顔で語ってくれました。



自転車好きで結成したサイクリングチーム (O.S.C) 月1ペースでサイクリングを楽しんでいる。

使い勝手が良く、自転車に乗るときは欠かせないというメッセンジャーバッグ



美容師  
**植田 大介 さん**  
DAISUKE UEDA

美容師として働き始めて4年目の植田さん。現在は、主にパーマやカラーリングを担当。愛車は、80年代風カラーが自慢のロードバイク。

## 自転車にハマってます!

自転車に乗るようになったきっかけは人それぞれですが、ハマってしまった理由はただ一つ。楽しくて魅力的だから…

## ずっと移動手段は自転車派です

昨年8月に大阪から地元に戻ってきた濱田さん。田辺市に戻ってきてからも、自転車生活を楽しんでいる。

「車や単車が苦手で、学生のころからずっと自転車派です。自転車は、車やバスのように渋滞や時間を気にせず乗れる最高の乗り物です。毎日自転車通勤していますが、運動になるので太らないし、体力もついていいですね。季節を感じることもできるので楽しいです。」と語る。

3年前にロードバイクを購入してからは、移動手段としてだけでなく、休日にもサイクリングを楽しむようになったとのこと。「以前は月1回くらいロードバイクで出掛けていましたが、最近あまり行けていません。春になったのでまた始めたいです。」と話してくれました。



走った距離や消費カロリーを計算してくれるお気に入りのサイクルメーター



「乗るぞ」というときは白のロードバイク

アルバイト(事務)  
**濱田 千鶴 さん**  
CHIZURU HAMADA

昨年大阪から田辺市に戻ってきて、市内で働いている濱田さん。普段は街乗り用のクロスバイクを愛用中。本格的に乗るときはロードバイクで。





街を散策する  
 自転車の速度で見る街は、今まで見付けることができなかった発見があるかもしれません。これから経験を積む初心者にお薦めです。  
 峠を攻める  
 上り坂や下り坂の連続する峠は、走行テクニックを発揮できる絶好の場所です。経験者にお薦めですが、レベルに合わせたグループ

## もっと自転車を楽しもう サイクリングに行こう

乗り慣れた自転車で自分の体力に合わせて、短距離から長距離までいろいろな楽しみ方ができるのがサイクリングの魅力の一つです。  
 季節に応じて楽しみ方のバリエーションも広がり、経験を重ねながらいろいろなサイクリングを楽しむことができます。



ぶつこに走れば、自身のレベルに応じて、楽しむことができます。  
 旅を満喫する  
 自転車の旅は、車や電車では味わうことのできない季節を感じたり、土地の人と触れ合ったり、のんびり旅を楽しめます。  
 平野を快走する  
 高低差のない平坦な道を、風を感じながら走行するのも、自転車の楽しみの一つです。経験差のある人でも、同じようなペースで走ることができません。  
 長距離に挑戦する  
 経験を積んでくると、百キロメートルや二百キロメートルを超える長距離も楽しく走れるようになります。無理をせず自己の記録を伸ばしていきましょう。

### 絶対に守って

## 意外と知らない 自転車の交通ルール

道路交通法において、自転車は軽車両に分類され、走行上の規定が定められています。これらの規定を守らないと、罰金刑になる場合もあります。  
 楽しいはずの自転車も、ルールを守らなければ、楽しくないことが起きてしまいます。ここでは、意外と知られていない自転車の交通ルールをご紹介します。

車道の左側に寄って走るのが原則  
 自転車の走行場所は、車道の左側が原則です。違反すれば、三か月以下の懲役又は五万円以下の罰金です。ただし、自転車走行可の歩道では、自転車も走ることができます。歩道を走行する場合は、歩行者優先です。歩行者の妨げとならないように、気を付けましょう。

飲酒運転は絶対にしてはいけない  
 自転車は、自動車等と同じで、法律上は車両です。飲酒運転は、絶対にやめましょう。酒酔い運転は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金です。

二人乗りはしない  
 自転車は、原則として一人乗りです。二人乗りは禁止されています。二人乗りは自転車のバランスを崩す原因になり、大変危険です。

違反すれば、二万円以下の罰金又は科料です。  
 並進は禁止  
 二列、三列になって走る並進は、自動車の通行の妨げとなり、事故に遭う危険が増します。違反すれば、二万円以下の罰金又は科料です。ただし、並進可の標識がある道路は、並進できます。  
 運転中は傘や携帯電話を使用しない  
 傘や携帯電話を使用している状態は、バランスを崩すだけでなく、前が見えない又は前を見ない運転となり、極めて危険です。違反すれば、五万円以下の罰金又は科料です。  
 一時停止は絶対を守る  
 一時停止の標識がある場所では、必ず停止し、左右の安全を確認しましょう。違反すれば、三か月以下の懲役又は五万円以下の罰金です。  
 夜間は必ずライトを点灯  
 無灯火で運転すると、歩行者や車のドライバーが自転車の通行に気付かなくなり、大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、薄暗くなってきたらしっかりとライトを点灯しましょう。違反すれば、五万円以下の罰金です。

## ライフスタイルに合った自転車を タイプ別に見る、自転車の特徴

自転車も使い方に応じて、様々な種類があります。自分の使い方に合った自転車を選ぶことで、あなたの自転車生活もより楽しいものになるでしょう。  
 今、主流の4タイプの自転車の特徴をご紹介します。

01 Road Bike



01 ロードバイク  
 舗装された路面での走行性能は、他の車種と比べて最も優れています。元がレース用とあって、速く走るならこれ以上のものはありません。ただ、高速巡航を前提とした乗車姿勢は、のんびり走るには向きません。走ることで、それ自体を楽しむにできる人こそ満足できる車種だと言えます。

02 Cross Bike



02 クロスバイク  
 ロードバイクの軽快さとオフロードを走るためのMTB（マウンテンバイク）のタフさを掛け併せた街乗り専用の自転車です。タイヤは太すぎず、また、ハンドル位置が比較的高いので、リラックスした乗車姿勢になります。初心者でもすぐに乗りこなせるのが、最大の利点です。

03 Mini Velo



03 ミニベロ  
 20インチ前後の小径タイヤを装備した自転車をミニベロと呼んでいます。折り畳み車など、いろいろなタイプがあります。こぎ出しが軽く、キビキビとした走りが最大の特徴で、頻繁に停車する局面でも活躍します。また、小径タイヤにより車体の保管がやすく、便利です。

04 City Cycle



04 シティサイクル  
 短中距離、低中速走行向きの自転車で、最も一般的な車種です。乗りやすく、かごなどが利用でき、また、カギを標準装備する車種が多く、駐輪に困らないことなどから、多くの人に利用されています。これらの便利さから、シティサイクルをサイクリングに使う方もいます。

**廃棄物処理課からのお知らせ**  
 お問い合わせ  
 〒646-0053 元町2291-6  
 廃棄物処理課 (☎0739②46218)

市では、各種生ごみ処理機を購入する場合、購入費の一部を補助します。処理機を購入する前に、指定の申請書に必要事項を記入の上、廃棄物処理課まで提出してください。処理機を使用することで、各家庭で簡単に生ごみ減量が図られ、生ごみを堆肥として再利用することができます。

交付要件 市内に住所を有する世帯の世帯主が、市内の販売店で処理機を購入し、市内に設置する場合

補助対象機器 密閉式ハケツ容器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機

補助金額 本体価格（購入価格から消費税及び配達料等を除く額）の二分の一以内で上限は二万円（百円未満は切り捨て）

補助対象個数 一世帯につき一基  
 予算の範囲内で先着順となります。



各種生ごみ処理機器の購入費を一部補助します

**まちづくり活動を支援します**  
 お問い合わせ  
 自治振興課市民活動係 (☎0739②69911)

補助対象事業 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備するハード事業で次のすべての要件に該当するもの

① 田辺市の各地域の自然資源、文化資源又は歴史的特性を生かして行う施設等の整備又は公益に寄与する施設等の整備を行うこと

② 地域の活性化につながる施設等の整備事業であり、地域の合意が得られるものであること

③ 地域の住民に限らず、広く市民が利用又は参加できる開かれた施設等の整備事業であること



ウッドボイラーを活用した浴室の整備事業

みんなでまちづくり補助金  
 市民の皆さんが主体的に実施する公益的なまちづくり活動に対して補助金を交付します。

施設整備補助

申請期間 平成二十二年三月中旬まで  
 申請用紙 市役所本庁舎一階案内係、市民総合センター二階健康増進課、各行政局、各連絡所、廃棄物処理課（田辺市）ごみ処理場、水道事業所にあります。  
 ホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/re-cycle/nanagomi.html>) からも取得できます。

申請書の提出 上記まで直接お持ちいただくか、郵送でお願いします。

平成十三年四月に施行された家電リサイクル法の政令が改定され、平成二十一年四月一日から、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機のほかに、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

家電リサイクル対象機器に液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されます

平成十三年四月に施行された家電リサイクル法の政令が改定され、平成二十一年四月一日から、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機のほかに、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機については、家電リサイクル同様の処理方法と同じ扱いとなりますのでよろしくお願ひします。

家電リサイクル法は、メーカーが有用な部品・素材をリサイクル

設等の整備事業であること

④ 施設の整備後は、少なくとも五年間は同じ目的に利用されること

⑤ 施設の維持管理については、補助対象者の責任において実施すること

補助金額 補助対象経費四分の三以内の額で、百万円を限度に補助。ただし、対象事業が国、県等の補助金を受ける場合、補助対象経費は、その補助金の額を差し引いた額になります。

その他、補助対象とならない経費があります。

事業実施補助

補助金額 補助対象経費四分の三以内の額で、百万円を限度に補助。ただし、対象事業が国、県等の補助金を受ける場合、補助対象経費は、その補助金の額を差し引いた額になります。

その他、補助対象とならない経費があります。

事業実施補助



BMXのデモンストレーション（扇ヶ浜フリースタイルフェスタ）

補助対象事業 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に実施し、次のいずれかに該当するソフト事業

① 地域の資源や特性を生かした地域をアピールするイベント

② 広く市民を対象とした、まち

新たに加わる  
 家電リサイクル対象機器

液晶・プラズマテレビ

衣類乾燥機



従来の家電リサイクル対象機器

エアコン

ブラウン管テレビ

冷蔵庫

冷凍庫

洗濯機

して廃棄物を減量、資源の有効利用を促進するためにつくられた法律です。

なお、三月に配布しました、「ごみ収集と保健カレンダー」（表2処理困難物欄）に衣類乾燥機が明記されていますが、田辺市ごみ処理場に搬入されても引き取れませんのでよろしくお願ひします。

引取り場所等、詳しくは上記までお問い合わせください。

リサイクル料金					
エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機 衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
2,625円	1,785円	2,835円	3,780円	4,830円	2,520円

**NPO・市民活動相談**

市民活動センターでは、和歌山県NPOサポートセンターの事業コーディネーターによるNPO活動や市民活動に関する相談を行っています。団体の立上げ・運営、NPOの法人格取得や取得後の運用管理など、様々な市民活動についてお気軽にご相談ください。

相談日 毎週金、第2・4土  
 時間 午前10時～午後5時  
 事前にご予約ください。

お問い合わせ 市民活動センター（市民総合センター2階）☎0739②9833  
 E-mail [cacenter@mb.aikis.or.jp](mailto:cacenter@mb.aikis.or.jp)

市民活動センター

【共通要項】  
 補助対象者 市内で地域づくりに取り組む市民により組織された団体。ただし、次のいずれかに該当する事業

③ その他、補助金の交付目的に適合する事業

上記事業に該当するものであっても、補助対象とならない場合があります。

補助金額 補助対象経費の二分の一以内の額で、五十万円を限度に補助。ただし、対象事業が国、県等の補助金を受ける場合、補助対象経費は、その補助金の額を差し引いた額になります。

その他、補助対象とならない経費があります。

当する団体は除きます。

① 運営において、市の負担金や補助金、交付金を受けている団体

② 営利を目的とする団体

③ 宗教活動を目的とする団体

④ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としている団体

⑤ その他、補助金の交付目的に適合しないと認められる団体

申請方法 六月三十日（火）までに所定の申請書（市役所本庁舎三階自治振興課にあります。）に必要書類を添えて、自治振興課市民活動係又は各行政局総務課に提出してください。

詳しくは、上記までお問い合わせください。



## 個人市県民税が変わります

お問い合わせ  
税務課市民係 ( ☎0739②69920 )

税制改正により、平成二十一年度に適用される市県民税の改正点についてお知らせします。

公的年金からの市県民税の特別徴収制度(天引き)が導入されます

**制度概要** 公的年金を受給されている六十五歳以上の方で、公的年金に係る市県民税を納税されている方は、今回の制度導入により公的年金から市県民税が特別徴収(天引き)されることとなります。

この制度は、市県民税の支払方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

**対象者** 市県民税の納税義務者で前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において、老齢基礎年金等の支払を受けている六十五歳以上の方が対象となります。ただし、次の方は対象となりません。

- ①市町村の行う介護保険料が年金から天引きされていない方
  - ②老齢基礎年金等給付の年額が十八万円未満の方
  - ③老齢基礎年金等給付の年額から所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を控除した後の額が市県民税の年額より少ない方
- なお、年度の途中で特別徴収の

引き、年金に係る所得に対する市県民税は年金からの天引きというようにそれぞれから天引きされるようになります。(年金・給与以外の所得に対する市県民税は、個人が納付する方法も可能です。)

### 寄附金税制が見直されます

#### 変更点

①今までの寄附金控除は、社会保険料控除や扶養控除などと同様に所得から差し引かれる金額としての「所得控除方式」でしたが、改正後は、算出された税額から控除する「税額控除方式」へと変わりました。また、適用上限額が十万円(改正前)から五十万円に引き上げられました。

②「ふるさと」へ貢献したい、「ふるさと」を応援したいという方の思いを表現するため、都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)については、基本控除(特別控除)が上乗せされることとなりました。

③都道府県・市区町村が条例指定した団体への寄附金も控除対象に追加されました。

④都道府県・市区町村への寄附金(出身地等に限定されません。国)に対する寄附金は、市県民税

対象にならなくなった方は、普通徴収(個人で納付する方法)に変更になります。

**対象となる税額** 公的年金の所得に係る市県民税が対象です。公的年金以外の所得(給与所得、不動産所得、事業所得等)がある場合、その所得に係る税額は、ご自

### 【特別徴収を開始する年度における徴収方法(1年目)】

税額	普通徴収(自分で納付)		特別徴収(年金からの天引き)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
年税額の1/4 (25,000円)	年税額の1/4 (25,000円)	年税額の1/4 (25,000円)	年税額の1/6 (16,800円)	年税額の1/6 (16,600円)	年税額の1/6 (16,600円)

### 【特別徴収を継続する年度における徴収方法(2年目以降)】

税額	特別徴収(年金からの天引き)					
	仮徴収(前半)			本徴収(後半)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月と同じ額 (16,600円)	前年度2月と同じ額 (16,600円)	前年度2月と同じ額 (16,600円)	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3 (16,800円)	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3 (16,700円)	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3 (16,700円)	年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3 (16,700円)

( )内は、公的年金等の所得に係る市県民税の年税額が10万円の場合の特別徴収税額例です。

身で納付いただきます。公的年金以外の所得に係る税額は、年金からは天引きされません。

**対象となる年金** 老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢共済年金等  
なお、障害年金や遺族年金等は所得税・市県民税では所得とみなされず、課税されないため特別徴収

の対象となりません。  
開始時期 平成二十一年十月支給分の年金から実施されます。  
**徴収方法** 上表参照  
公的年金以外に所得がある場合  
①公的年金とその他の所得(不動産所得、事業所得、一時所得、分離所得等)がある方：今後は、公的年金に係る所得に対する市県民税は、年金からの天引きになります。その他の所得に対する市県民税は、今までどおり納税通知書により個人が納付する方法(普通徴収、納期は年四回)になります。(公的年金と給与天引きされていない給与所得がある方も同様です。)

②公的年金と給与所得がある方(給与天引きされていた方)：今まで、給与と公的年金に係る所得に対する市県民税を併せて、給与から天引きされていた方は、今後は、給与と公的年金に係る所得に対する市県民税は給与以外の所得に対する市県民税を併せて、給与から天引きされていた方は、今後は、給与と給与以外の所得に対する市県民税は給与からの天引きになります。

③公的年金と給与所得と給与以外の所得がある方(給与天引きされていた方)：今まで、給与と公的年金と給与以外の所得に対する市県民税を併せて、給与から天引きされていた方は、今後は、給与と給与以外の所得に対する市県民税は給与からの天引きになります。

では対象外となります。( )

②住所地の共同募金会(総務大臣の承認等を受けたもの)への寄附金  
③住所地の日本赤十字社(総務大臣の承認等を受けたもの)への寄附金

④都道府県・市区町村が条例指定した団体への寄附金(平成二十一年度税制改正にて追加)なお、現在、田辺市及び和歌山県では条例指定している団体はありません。

**控除対象となる金額** 寄附金の合計額から五千円(適用下限額)を超えた部分の寄附金が控除対象となります。ただし、総所得金額等の三〇パーセントを限度とします。

**控除の適用を受けられる方** 控除対象となる寄附金を支出している方で、市県民税の納税義務がある方。ただし、均等割額のみの方を除きます。また、特別控除額は個人市県民税所得割のおおむねパーセントを限度とします。

**適用時期** 寄附金控除が適用になるのは、所得税では寄附を行った年の年分から控除され、市県民税については、寄附を行った翌年度分の市県民税から控除されます。



## 田辺市まちづくり学びあい講座

お問い合わせ  
生涯学習課生涯学習推進係 ( ☎0739②64908 )



市内に在住しているおおむね十人以上で構成された団体・グループを対象に市職員が講師として出向き、田辺市の政策や事業についてお話をします。

講座数 八十講座

開催日時 午前九時から午後九時までの一、二時間程度  
十二月二十九日から翌年の一月三日を除く。

実施場所 市内で、お申込み団体で用意ください。

会場借料等がかかる場合は、お申込み団体で負担してください。

講座により、必要な材料等は事前に準備していただく場合があります。

二週間前までに生涯学習課へお申し込みください。  
講座一覧表、申込書は生涯学習課(市民総合センター三階)、市役所本庁舎、分庁舎、各行政局や公民館にあります。ホームページ([http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouza\\_riyou.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/shougai/kouza_riyou.html))からも取得できます。  
本講座は、苦情や要望をお聞きする場ではありません。政治、宗教、営利を目的とする場合は、お申し込みいただけません。

平成二十一年度  
「田辺市まちづくり学びあい講座」の主な変更点  
講座数が増えました  
平成二十年度 七十七講座  
平成二十一年度 八十講座  
市役所以外のメニューも増えました

田辺警察署交通課  
交通安全教室  
関西電力(株)田辺営業所  
「電気のお話と電気実験」  
主に小・中学生対象

## 満開の桜に囲まれて… ～動鳴気峡「桜まつり」～

4月5日㊤、県立自然公園動鳴気峡で桜まつりが開催されました。心配された天候も回復し、満開の桜は辺りを淡いピンク色に染め、訪れた皆さんは桜の木の下でお弁当を食べたり、催し会場でのイベントを楽しんだりして、春の1日を過ごしました。

また、この日は、「ライオンズ橋」の渡り初め式も開催されました。この橋は、紀伊田辺ライオンズクラブが結成50周年を記念して設置し、市に寄贈されたものです。岩口池のそばに新たに橋が設置され、動鳴気峡に多くの方が訪れやすくなりました。



## みんなで楽しくあそぼ ～あいあい広場～

4月14日㊤、上秋津農村センターで「あいあい広場」が開催され、27組の親子が参加しました。この広場は、地域子育て支援センター愛あいが主催している広場で、0歳児から就学前までの子供とその親を対象とした催しを開いています。

この日は「からだを動かしてあそぼ」と題して、音やリズムに合わせて体を動かしたり、遊具を使ったバランス遊びをしたりして楽しみました。

参加者からは、「子供の成長につながるので、よく参加します」「子育て仲間ができるいい機会です」との声が聞かれました。



## 市民活動団体が集まりにぎやかに ～市民活動まつり～

3月21日㊤、扇ヶ浜カッパークで「第2回市民活動まつり」が開催されました。当日は市民活動センターに登録する28団体が出展し、活動発表やミニコンサート、各種パフォーマンスの披露、フリーマーケットやバザーなど盛りだくさんの催しを行いました。

今回は「キズナ - 市民活動は地域を救う - 」をテーマとし、物品販売等はすべて「寄付チケット」で行うという初めての試みでしたが、好天にも恵まれ、約4,000人の来場者で終日にぎわいました。

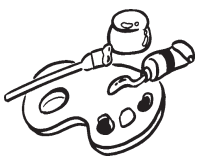


## 「事故には気を付けて」と街頭啓発 ～春の全国交通安全運動～

「春の全国交通安全運動」が4月6日㊤～15日㊤の10日間にわたり、全国で一斉に実施されました。「交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会」では、運動初日となる4月6日㊤午前7時30分から、市役所前で真砂市長や小河原田辺警察署長等の出席のもと、交通安全運動の出発式を行いました。出発式の後、参加者は市役所前の県道に立ち、出勤途中のドライバーやミニバイクに乗った学生に「事故には気を付けて」などと呼びかけ、啓発品を配りました。その後、会場を市民総合センターに移し、老人クラブや交通安全母の会の皆さんを対象に、特別ゲストの桂枝曾丸しずまるさんらによる交通安全教室が開催されました。なお、各行政局管内においても、街頭啓発を実施しました。



街  
角  
だ  
よ  
り



Town Topics

# お知らせ

## 防災訓練に参加しましょう

防災対策室 ( ☎0739②9916 )

地震や火事など、災害時にはいち早く適切な行動をとることが大切です。しかし、大きな災害になればなるほど、大変難しくなります。

いざという時でも落ち着いて適切な行動がとれるよう、防災訓練に参加するなど、日ごろから災害に備えましょう。

市では、毎年行っている災害発生直後の初動対応力を養う避難行動を中心とした防災訓練を8月に、市内B地区(本庁管内は秋津谷ブロックと三栖谷ブロック、龍神行政局管内は龍神地区、中辺路行政局管内は二川地区、大塔行政局管内は富里地区、本宮行政局管内は本宮地区)を対象として実施します。

詳しい日時等が決定しましたらお知らせしますので、是非ご参加ください。

また、市の訓練以外でも、各地域で自主防災組織などが訓練を行う場合がありますので、地域から訓練参加のお知らせがあった時には奮ってご参加ください。

## 本宮町内の防災行政無線設備を改修します

防災対策室 ( ☎0739②9916 )

市では、5月から来年2月までの間、本宮町内の防災行政無線設備のデジタル化の改修工事を行います。

工事期間中の7月から9月まで、スピーカーの取替工事のため1か所につき約2日間放送できなくなる日が発生しますが、緊急時には広報車での広報を準備しております。また、工事地区の皆さんには、取替工事にかかる前に、放送でお知らせします。

今回の改修工事に伴い、時報のチャイムを「ウエストminster 寺院の鐘」に変更します。また、夕刻の時報を6月1日から9月10日までに限り、午後5時から午後6時に変更します。

## 建物を事業所として使用するには届出が必要です

消防本部予防課予防係  
( ☎0739②9954 )

一定規模以上の建物を旅館、病院、店舗、飲食店、工場、事務所などの用途に使用する場合は、火災予防条例に定める「防火対象物使用開始届出書」を使用開始の7日前までに消防長又は消防署長に届け出る必要があります。また、新築だけでなく、用途を変更する

場合も届出が必要です。届出書類は、最寄りの消防署にあります。ホームページ( [http://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/pdf\\_todokede.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/pdf_todokede.html) )からも取得できます。

詳しくは、最寄りの消防署又は上記までお問い合わせください。

## クリーン作戦を実施します

環境課環境対策係  
( ☎0739②9927 )  
大塔行政局住民福祉課  
( ☎21ページ参照 )

### 田辺湾クリーン作戦

日時 6月6日① 午後1時30分～ (1時間程度)  
小雨決行。荒天の場合は、6月7日②に延期します。

清掃場所 元島・天神崎地区、跡ノ浦地区、鳥の巣地区、会津川河口地区、扇ヶ浜地区の5地区

### 大塔クリーン作戦

日時 6月7日③ 午前8時～  
小雨決行。荒天の場合は、6月14日④に延期します。  
清掃場所 大塔行政局管内全域

ごみ袋、軍手は当日お配りします。ごみは4分別(燃えるごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立ごみ)での回収をお願いします。ごみは燃やさないでください。暑い中での清掃作業になりますので、無理はしないようにしてください。

## ふるさと田辺応援寄附金 ふるさと田辺へのご支援、ありがとうございます

企画広報課行政経営係  
( ☎0739②9963 )

市では、平成20年5月に「ふるさと田辺応援寄附金」制度を創設し、ふるさとである田辺の発展のために応援したいなど、皆さんの真摯な思いを寄附金として受け入れています。平成20年度では21名(法人含む。)の方々から総額431万5,380円のご寄附をいただき、市が実施する各種事業に対して活用させていただきました。ふるさと田辺へのご支援、誠にありがとうございます。今年度も引き続き、ふるさと田辺にご支援をお願いします。なお、「ふるさと田辺応援寄

附金」制度については、上記までお問い合わせいただくか、ホームページ( [http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/kifukin/furusato\\_kifukin.html](http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/kifukin/furusato_kifukin.html) )をご覧ください。

平成20年度寄附金実績

メニュー	寄附件数	寄附金額
世界遺産(熊野古道)関連事業	6件	118万円
環境保全事業	1件	10万円
ふるさとづくり事業	5件	85万円
安心して、心豊かに暮らせるまちづくり事業	5件	211万5,000円
南方熊楠翁顕彰事業・植芝盛平翁顕彰事業	2件	5万5,000円
メニュー指定なし	2件	1万5,380円
合計	21件	431万5,380円

## 寄附金活用事業

いただきました寄附金は、寄附者から申出のあったメニューに沿って、次の事業に活用させていただきました。( )内は、活用した金額です。

世界遺産(熊野古道)関連事業  
牛馬童子頭部損壊修復事業  
(51万円)  
熊野古道(箸折峠、伏拝地域)整備事業(67万円)



環境保全事業  
森林パトロール事業  
(10万円)



ふるさとづくり事業  
「弁慶まつり」への助成  
(50万円)  
「翔龍祭」への助成(10万円)  
「八咫の火祭り」への助成  
(25万円)



安心して、心豊かに暮らせるまちづくり事業  
小学校への図書・パソコン等購入  
(100万円)  
中学校への図書・パソコン等購入  
(100万円)  
緊急通報システム備品購入  
(11万5,000円)  
南方熊楠翁顕彰事業・植芝盛平翁顕彰事業  
南方熊楠翁顕彰事業(研究成果の刊行等)(5万円)  
第10回国際合気道大会  
(5,000円)



メニュー指定なし  
熊野古道(箸折峠、伏拝地域)整備事業  
(1万5,380円)

# お知らせ

## 第17回 文協フェスティバル

田辺市文化協会事務局  
(☎0739②69943)



### 展示部門

日時 5月16日④・17日④  
午前9時～午後5時  
会場・内容 紀南文化会館  
1階「展示ホール」 書道・洋画

4階「小ホール」 生花・革細工・収集色紙・ちぎり絵・紀州てまり・盆石・川柳・版画

4階「研修室」 俳画・俳句・短歌・陶芸・押し花

4階「お茶席」 (お茶券300円)

### 体験教室

場所 紀南文化会館1階「展示ホール」

#### 【盆石】

日時 5月16日④ 午前10時～午後1時～  
参加費 無料

#### 【革細工】

日時 5月17日④ 午前9時～午後4時  
参加費 800円以内

### 舞台部門

日時・内容

第1部 5月23日④ 午後1時30分～ 尺八・箏曲・日本舞踊・津軽三味線・詩吟

第2部 5月24日④ 午後1時30分～ 剣舞・民謡・新舞踊・詩舞

第3部 5月31日④ 午後1時30分～ バレエ・合唱・フラダンス・大正琴・リズム体操・太極拳・よさこい踊り

場所 紀南文化会館「大ホール」

## 6月1日から7日は水道週間 水を大切に使っていますか？

水道事業所 (☎0739④0011)  
(時間外☎0739④7920)

### 暮らしに欠かせない水

蛇口をひねると当たり前のように出てくる水、無駄に使っていませんか？

6月1日から7日までは水道週間です。暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。

### 漏水に注意しましょう

ご家庭の水道設備は、皆さんの管理責任となりますので、もし漏水が発生した場合は、漏水分の料金も皆さんのご負担となります。このようなことを避けるため、水道メーターで、時々

点検をしてください。家中の蛇口を全部閉めても、メーターのパイロットマークが動いていれば、漏水信号です。

漏水を発見した場合は、田辺市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

これがパイロットマーク



水道メーター

### 田辺市の水道使用量

田辺市の水道使用量(上水道)は、平成20年度で年間約1,060万m<sup>3</sup>、1日平均では約2万9,000m<sup>3</sup>(25mプールに換算して約81杯分)です。

これからの季節は気温の上昇とともに水の使用量が増え、1年のうちで7月から8月が最も多くなります。水を大切に使うためには、歯磨きや洗顔時には蛇口を閉める、お風呂の残り湯は洗濯や掃除に利用する、洗車はバケツに貯めた水を使うなど、様々な工夫や心掛けが必要です。身近にできることから、あなたも始めてみませんか。

田辺市指定給水装置工事業者水道事業所では、パッキン交換や蛇口交換等の修繕業務は行っておりません。こういった修繕業務や、水道の新設・改造・撤去などの工事は、田辺市指定給水装置工事業者にご依頼ください。

## 軽自動車税の減免 について

税務課庶務係  
(☎0739②69919) (FAX)0739②31941)

平成21年度の軽自動車税の納期限は、6月1日④です。

平成21年4月1日時点で身体障害者手帳等をお持ちの方が所有し、当該身体障害者等自身で運転する又は当該身体障害者等と生計を一にする方や身体障害者等のみで構成される世帯で当該身体障害者等を常時介護する方が、当該身体障害者等のために運転する軽自動車等については、障害の程度により軽自動車税を減免する制度があります。

減免を受けようとされる方は、納税通知書が届いてから5月25日④までに、上記又は各行政局住民福祉課で手続きを行ってください。

対象となる障害の程度や減免の手續に必要なものなどについては、上記までお問い合わせください。

減免できるのは1人1台限りで、すでに県で自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

身体障害者手帳等をお持ちの方本人が所有する軽自動車等に限りません。(ただし、身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等は対象になりません。)

## 「デジサポ和歌山」業務開始 地上デジタル放送の 受信相談体制を整備

総務省地上デジタルテレビジョン  
放送受信相談センター  
(☎0570-07-0101)  
<http://www.digisuppo.jp/>

総務省では、2011年(平成23年)7月24日の地上テレビジョン放送のデジタル放送への完全移行に向けて、デジタル化対応に関する相談対応等の受信者支援を行うため、「総務省テレビ受信者支援センター」を全都道府県に設置しました。

和歌山県でも「総務省和歌山県テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ和歌山)」が業務を開始しています。

「デジサポ和歌山」では、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(地デジコールセンター)」への受信相談で解決できない個別的・専門的な案件について、その内容に応じ、相談者宅を訪問して受信状況調査等を実施するほか、受信改善方法等の助言を行っています。

地上デジタルテレビジョン放送受信についての相談については、まずは上記までお問い合わせください。

受付時間 午前9時～午後9時  
(④⑤⑥は、午前9時～午後6時)  
IP電話等でつながらない場合  
(☎03-4334-1111)

## 皆地ふけ田 ザリガニ採り大会

本宮行政局住民福祉課  
(☎0735④20004)



皆地いきものふれあいの里では、ふけ田内にある在来種の水草や水生昆虫などを食べてしまうアメリカザリガニを減らすためにザリガニ採り大会を行います。

日時 5月24日④ 午前9時30分(受付は午前9時～)

雨天の場合は、5月31日④に延期します。

場所 皆地いきものふれあいの里(本宮町皆地413)

受付は皆地いきものふれあいのセンター前(駐車場あり)

ザリガニ採りは観察フィールド(ふけ田)へ徒歩で移動します。

対象 どなたでも  
幼児は保護者同伴

持ち物 タモ網、バケツ、帽子、タオル、水筒、弁当、着替えなど

釣り用のさお、エサは用意します。

申込み 5月22日④までに、住所、氏名、電話番号、参加人数(大人・子供別)を上記まで電話でお知らせください。

# 情報BOX

このコーナーは、市役所からのお知らせのほか、イベントなどを紹介する情報コーナーです。



## 田辺市の人口（3月末現在）

	前月比
男	39,099人 (-139)
女	43,438人 (-107)
計	82,537人 (-246)
世帯数	35,214世帯 (-15)



## 5月の納税

市県民税（特別徴収） 4月徴収分  
入湯税 4月分  
法人市民税 3月決算事業所  
納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

## 募集

### 今こそ住まいの耐震診断を

計画課建築係（☎0739②9937）

木造住宅耐震診断事業  
対象は昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下で、延べ面積200㎡までの民間の専用住宅、併用住宅（長屋、共同住宅は除く。）です。

県の認定を受けた木造住宅耐震診断士が、無料で図面及び現地を調査し、耐震度の総合評点を判定します。

無料耐震補強設計審査  
木造住宅耐震診断事業で総合評点0.7未満と判定された建物の耐震設計を行う方に、無料で専門家が補強方法、補強計算及び補強に要する費用などを審査し、指導、助言をします。

耐震設計補助制度  
木造住宅耐震診断事業で総合評点0.7未満と判定された建物の耐震設計を行う方に、132,000円を限度に設計費の3分の2を補助します。ただし、無料耐震補強設計審査を受けた方を除きます。

耐震改修補助  
木造住宅耐震診断事業で総合評点0.7未満と判定された建物を総合評点1.0以上又は同等とする耐震改修工事（昭和45年以前の

建物又は低所得者が自らの居住に供するものとして所有する建物の場合は、総合評点0.7以上又は同等とする耐震改修工事）を行う方に、耐震改修工事費の3分の2以内で1棟当たり60万円に耐震改修工事費の7.6%（低所得世帯は11.5%）を加算した額を補助します。

また、耐震改修をされた方は、所得税、地方税の減額があります。

詳しくは、上記までお問い合わせください。

### 自然観察教室 「初夏の生き物観察」

〒646-0051 稲成町1629  
ふるさと自然公園センター  
（☎0739②57252）  
E-mail hikiiwa@mb.aikis.or.jp

日時 5月17日①、6月20日②  
午前9時30分～正午  
場所 秋津川ビオトープ（5月17日）、ふるさと自然公園センター（6月20日）  
集合場所  
ふるさと自然公園センター  
対象者 どなたでも  
参加費 無料  
持ち物 筆記用具、採集用具（植物又は昆虫）、ビニール袋  
申込み 前日までにはがき・電話・ファクシミリ・E-mailで住所・氏名・年齢・電話番号を上記までお知らせください。

### 田辺市地域 保健福祉推進補助金

〒646-0031 湊1619-8  
福祉課庶務係（☎0739②4900）

市では、民間団体が高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助します。

平成20年度にこの制度を活用して、「第8回福祉フォーラム こいのぼり会」（こいのぼり会）、「子育てママの仲間づくりを広げよう！2008」（グラウンド-NP）などの事業が行われています。

- 対象事業
- ①在宅保健福祉等の普及・向上に関する事業
  - ②健康づくり及び生きがいづくりの推進に関する事業
  - ③ボランティア活動の活発化に関する事業
  - ④その他団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業

国、県、市のほかの補助金の対象となる事業は除きます。

補助金額 補助対象経費（事業の運営に要する費用で、施設建設等に要する費用は除きます。）に相当する額とし、1事業につき100万円を限度とします。なお、補助金交付期間は、3年を限度とします。

予算の都合上、全額を補助できない場合があります。

申込み 所定の申込書（市民総合センター2階福祉課にあります。）に事業計画書、活動実績書を添えて6月30日④までに上記まで直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

### 男女共同参画懇話会 一般公募委員募集

〒646-0031 湊1619-8  
男女共同参画推進室  
（☎0739②4936）  
E-mail danjo@city.tanabe.lg.jp



市では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を審議する「田辺市男女共同参画懇話会」の委員を募集します。

募集人数 5名  
応募資格  
20歳以上で市内にお住まいの方  
■任期 平成23年3月31日まで

応募方法 6月1日①（必着）までに「田辺市における男女共同参画社会の形成を促進するために必要なこと」をテーマにした、800字程度の小論文に略歴（①氏名②年齢③性別④住所・電話番号⑤職業⑥地域・団体等における活動状況）を添えて、上記まで直接お持ちいただくか、郵送又はE-mailでお申し込みください。

応募者多数の場合は、選考委員会により選考します。

## お知らせ

### 商工物産展 田辺商工フェア2009

田辺商工会議所青年部事務局  
（☎0739②5064）  
<http://www.tanabe-c.com/fair/>



市内の事業所が一堂に会し、商工物産展を開催します。子供も楽しめる様々なイベントも企画しています。皆様のご来場をお待ちしています。

日時 5月30日②・31日③  
午前10時～午後4時  
場所 ガーデンホテルハナヨアリーナ（文里二丁目36-40）

### 消費生活を考える みんなの広場

消費者の意識高揚を目的とした「消費生活を考えるみんなの広場」を同会場内で開催します。

お問い合わせ 「消費者の日」実行委員会事務局（自治振興課内）（☎0739②9911）

# 今月の新着図書

お問い合わせ 市立図書館 (☎0739 220697)

## 一般書



『二十四節気でわかる園芸作業』  
古代から農耕などに活用されていた自然暦を、日々の園芸作業に積極的に取り入れ、2月の立春から1月の大寒までの季節に合わせた園芸作業の方法を紹介する。  
(山田幸子著 主婦の友社)



『ジグソーパズル入門』  
写真でたどる名作パズルの世界をはじめ、パズルを愛した著名人のエピソード、変わり種や超難解パズル、パズルの歴史、実際の作り方や入手方法など、ジグソーパズルの楽しさを様々な角度から紹介する。  
(石井研士著 やのまん)

## 児童書

『ひみつのおばけほん』  
読んでいた絵本の世界に閉じ込められてしまったルイクン。ふしぎな絵本の中で待ち受けていたのは？ おばけの国がポヨンの仲間たちは、ルイクンを助けられるのでしょうか？  
(むらいかよ作 ポプラ社)



『特急おべんとう号』  
かたくり川の河川敷で開催された「全日本おべんとうマラソン」。おべんとうごはんやおかずが、スタートの号砲とともにいっせいに飛び出した。さて...。  
(岡田よしあ作 福音館書店)



# ◆◆◆皆さん、お気軽にお越しください◆◆◆ 移動図書館 べんけい号 運行日程

貸出しカードは必ずお持ちください。初めて来られた方には、その場でカードをお作りします。

※学校等の日程は、変更場合があります。

地区名	開館場所	運行日
長野東原	東原多目的集会所前	5/12
上秋津	川中口付近	5/12
上秋津	上秋津小学校	5/12
中三栖	三栖コミュニティセンター	5/13
伏菟野	伏菟野小学校付近	5/13
上秋津	上秋津連絡所前	5/14
秋津川	秋津川小学校付近	5/14
あけぼの	あけぼの会館	5/15
学園	学園小公園	5/15
中三栖	三栖小学校	5/15
新万	新万会館	5/16
神島台	神島台会館前	5/19
新庄	新庄連絡所前	5/19
本宮町	本宮第二小学校	5/19
本宮町	三里小学校	5/20
上芳養	上芳養小学校	5/21
芳養	芳養小学校	5/22
龍神村	咲楽小学校	5/26
龍神村	中山路小学校	5/26
龍神村	上山路小学校	5/26
龍神村	龍神小学校	5/26
立戸	天神崎入口付近	6/2
松原	芳養連絡所前	6/2
長野	長野小学校	6/2
明洋団地	中央公園	6/4
西八丁	秋津多目的センター	6/4
中芳養	中芳養小学校	6/4
中芳養	中芳養連絡所	6/5
大坊	大坊小学校付近	6/5
中万呂	万呂コミュニティセンター	6/6

巡回時間については市立図書館 (☎0739 220697) までお問い合わせください。また、ホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/benkei.html>) でもご覧いただけます。

開館時間  
 ④ ~ ⑤ : 午前9時 ~ 午後7時  
 ⑥ : 午前9時 ~ 午後5時  
 児童室の利用時間  
 ④ ~ ⑤ : 午後1時 ~ 5時30分  
 ⑥ : 午前9時 ~ 午後4時30分  
 ⑦ : 午前9時 ~ 午後5時

(図書館カレンダーは休館日)

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
					1	2	6	①	2	3	4	5	6		
③	④	⑤	⑥	7	8	9	7	⑧	9	10	11	12	13		
10	⑪	12	13	14	15	16	14	⑫	15	16	17	18	19	20	
17	⑬	18	19	20	21	22	23	21	⑭	22	23	24	25	26	27
24	⑮	25	26	27	28	29	30	28	⑯	29	30				

## 主な施設の電話番号等

田辺市役所 ☎0739 225300(代) FAX0739 225310	龍神行政局 ☎0739 780111(代) FAX0739 780116	本宮行政局 ☎0735 420070(代) FAX0735 420239
市民総合センター ☎0739 264900(代) FAX0739 264914	中辺路行政局 ☎0739 640500(代) FAX0739 640966	田辺市ごみ処理場 ☎0739 246218 FAX0739 244068
分庁舎 ☎0739 225300(代) FAX0739 229898	大塔行政局 ☎0739 480301(代) FAX0739 490359	田辺市水道事業所 ☎0739 240011(代) FAX0739 247910

# みんなの 広場

みんなの広場は、市民の皆さんがつくるコーナーです。お子さんの笑顔の写真などを紹介します。  
 あて先 〒646-8545 新屋敷町1  
 田辺市役所企画広報課広報係 (☎0739 269963)

## 集まれ！ 5月生まれのみんな



前川 拓巳ちゃん (新庄町)  
 平成20年5月13日生まれ  
 お父さんみたいな、思いやりのある子に育ってほしいなあ。  
 (父・真吾さん、母・千晴さん)



森田 開登ちゃん (新庄町)  
 平成20年5月16日生まれ  
 お兄ちゃんと仲良く、元気に育ってネ  
 (父・義博さん、母・友美さん)



中西 一翔ちゃん (下三栖)  
 平成18年5月22日生まれ  
 もうすぐ3才の誕生日やね。これからも元気でのびのび大きくなっていこうね。  
 (父・悟史さん、母・紀美さん)

このコーナーでは、広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(3歳まで)のとびっきりかわいい写真をお待ちしています。前月の5日までに、写真とご家族の方の簡単なコメントを添えてお申し込みください(6月生まれの方の締切りは5月7日④です)。写真はお子さんが一人で写っているものをお送りください。過去に掲載させていただいた方については、2度目の掲載をお断りさせていただきますので、ご了承ください。

## 田辺市の 伝説・言い伝え⑯

田辺市に古くから伝わる「伝説」や「言い伝え」などをご紹介します。皆さんの地域に伝わる風習なども掲載したいと思っていますので、情報をお寄せください。



### 「淵の大入道退治」

高山寺の前を会津川が流れているが少し下手に、以前御影ノ淵という淵があった。安藤公が田辺城主になったころのことか、夜な夜なこの淵に大入道(日本各地に伝わる妖怪)が出るという噂が立ち、何人かの侍が退治に行ったが、一人として帰ってくる者がなかった。そこで大挙して弓矢鉄砲も用意して出向いたが、一向に姿を見せない。  
 こうしたとき、知恵者だと評判の高いある侍が「よし、俺にまかせろ」といって名乗り出た。「そりゃ無理じゃ、あの腕では」と皆が相手にしなかったが、何かはかりごとを持っているようであった。侍は、仲間たちに命じて荷車にたくさん俵を積み込ませ、それを淵に運ばせた。その人足どもを帰して、自分は道の傍の石に腰を掛け、日の暮れるのを待った。しかし、化け物大入道はなかなか出てこない。夜中も過ぎて侍も手持ちぶさたで少し眠くなりかけたところ、にわ

かに水面がざわめき、渦が巻き出した。と思ううちに、大入道が立ち上がり、侍目掛けてつかみかかってきた。腰の一刀抜く手も見せず切りかかるかと思いきや、侍は一目散に逃げ出した。大入道は目をむいて「卑怯者、待て、待て」と岸に跳び上がって追いかけた。侍は、逃げながら何やら粉のような物を振りまいた。「今に見ておれ、参るぞよ」と逃げ回って一生懸命粉をまき続けた。そのうちに大入道の速度がにぶくなり、バタリと倒れて動かなくなった。翌朝人々が来てみると、辺り一面に糠がまかれ、糠にまみれた大鯰が死んでいた。それ以後大入道は現れなくなったという。  
 「熊野中辺路 伝説(下)」くまの文庫より



淵のそばに建つ碑

# 各種相談

◇各相談とも、相談日が祝、年末年始の場合は実施しません。

## 市民法律相談

対象 市民に限ります。  
相談日・(相談員)  
5/11<sup>㊦</sup>(山本弁護士)・18<sup>㊦</sup>(良原弁護士)・25<sup>㊦</sup>(村上弁護士事務所)・6/1<sup>㊦</sup>(中松弁護士)・8<sup>㊦</sup>(倉谷弁護士)  
場所 社会福祉センター3階(市役所本庁舎東隣)、5/25<sup>㊦</sup>は本宮行政局  
受付時間  
午後0時15分～0時30分  
定員を超えた場合は抽選。抽選にもれた方は、次回(1か月以内)優先的に相談を受けることができます。電話予約はできません。  
相談時間 午後2時～4時(5/25<sup>㊦</sup>は午後2時30分～3時30分)  
定員 8名(5/25<sup>㊦</sup>は4名)  
その他 受付・相談には、できるだけ本人がお越しください。また、相談に係る書類があればお持ちください。なお、担当弁護士については都合により変更する場合があります。  
お問い合わせ  
自治振興課 ☎0739<sup>㉔</sup>9911

## 不登校・いじめ・教育相談

相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前9時～午後5時30分  
お問い合わせ 田辺市教育研究所(市役所本庁舎北隣 青少年研修センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>1511

## 行政相談

国・県・市・特殊法人等の行政に対する相談に応じます。  
相談日・場所・(時間)  
5/26<sup>㊦</sup>=社会福祉センター3階<市役所本庁舎東隣>(午後1時～3時)、5/12<sup>㊦</sup>・26<sup>㊦</sup>=本宮町榎葉<行政相談委員宅、☎0735<sup>㉔</sup>1526>(午後1時～3時)、5/19=本宮保健福祉総合センター「うらら館」(午後1時～3時)  
お問い合わせ  
自治振興課 ☎0739<sup>㉔</sup>9911

## 消費生活・市民相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。  
相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
お問い合わせ  
自治振興課 ☎0739<sup>㉔</sup>9911

## 子育てテレホン相談

子育ての悩みに関する相談に応じます。「愛あいルーム」での面接相談可。  
相談日 ㊦～㊫ 要予約  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
相談・お問い合わせ 田辺地域子育て支援センター愛あい(もとまち保育所内) ☎0739<sup>㉔</sup>9285

## 外国人相談

外国人の方の日常生活に関する相談に応じます。(英語のみ対応)  
相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前9時～午後5時  
㊫は午前9時～正午  
お問い合わせ 国際交流センター(市民総合センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>4925

## 女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。  
相談日 ㊦～㊫  
時間 午前9時～正午  
お問い合わせ 田辺市男女共同参画センター(市民総合センター4階) ☎0739<sup>㉔</sup>4919

## ひきこもり相談

対象 市内に住む、ひきこもりの状態にある青少年とその家族の方  
相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
直接、窓口に来られる場合は要予約  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
専用☎・☎0739<sup>㉔</sup>4933  
E-mail:shc@city.tanabe.lg.jp  
お問い合わせ 健康増進課(市民総合センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>4901

## 一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。  
相談日・場所・(時間)  
5/19<sup>㊦</sup>=芳養児童センター(午前10時～11時)、5/25<sup>㊦</sup>=南部センター(午前10時～11時)、5/26<sup>㊦</sup>=西部センター(午前10時～11時)、5/12<sup>㊦</sup>=上柳瀬多目的集会所(午前9時30分～10時)、5/13<sup>㊦</sup>=安井知枿集会所(午前9時30分～10時)、下柳瀬集会所(午後1時30分～2時)、5/14<sup>㊦</sup>=宮代老人憩いの家(午後0時30分～1時)、5/22<sup>㊦</sup>=廣井原広栄会館(午後0時30分～1時)、5/28<sup>㊦</sup>=湯ノ又集会所(午後0時30分～1時)、6/5<sup>㊦</sup>=大熊集会所(午後0時30分～1時)  
お問い合わせ 健康増進課(市民総合センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>4901

## 家庭児童相談

相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
お問い合わせ 家庭児童相談室(市民総合センター1階) ☎0739<sup>㉔</sup>4926

## 介護相談

相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
お問い合わせ やすらぎ対策課地域包括支援センター係(市民総合センター1階) ☎0739<sup>㉔</sup>9906

## いじめホットライン いじめ相談ダイレクトメール

相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前9時～午後5時30分  
専用☎0739<sup>㉔</sup>3224  
E-mail:ijime110@city.tanabe.lg.jp  
お問い合わせ 田辺市教育研究所(市役所本庁舎北隣青少年研修センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>2656、  
E-mailは学校教育課(市民総合センター3階) ☎0739<sup>㉔</sup>9942

## 子育て相談

妊娠・子育てに関する心配事や相談に応じます。  
相談日 ㊦～㊫(電話相談可)  
時間 午前8時30分～午後5時30分  
お問い合わせ 健康増進課(市民総合センター2階) ☎0739<sup>㉔</sup>4901、各行政局住民福祉課☎21ページ参照

## 登記・相続・人権相談

相談日・場所  
5/26<sup>㊦</sup>=中辺路行政局、6/1<sup>㊦</sup>=市民総合センター(人権相談のみ)、6/5<sup>㊦</sup>=龍神行政局  
受付 午後1時30分～3時30分  
受付は午後3時まで  
相談員  
人権擁護委員、法務局職員  
お問い合わせ 法務局田辺支局(文里一丁目) ☎0739<sup>㉔</sup>0698

## 市民総合センター内生涯学習センター使用申込み

貸室=11室  
(交流ホール・会議室・料理実習室など)  
使用申込み=  
7月分まで予約できます。  
お申込み・お問い合わせ=  
生涯学習課公民館係  
(☎0739<sup>㉔</sup>4925)

## 紀南文化会館使用申込み

大ホール・小ホール・展示ホール=  
平成22年6月分は6月1日<sup>㊦</sup>から受付(平成22年7月分は7月2日<sup>㊦</sup>から受付)  
その他の施設=  
12月分は6月1日<sup>㊦</sup>から受付(平成22年1月分は7月2日<sup>㊦</sup>から受付)  
お申込み・お問い合わせ=  
紀南文化会館(☎0739<sup>㉔</sup>3033)  
催物情報=  
<http://www.kinanbunkakaikan.jp>

## 市スポーツ施設(テニスコート)利用抽選日(6月分)

抽選日=5月15日<sup>㊦</sup>  
抽選時間=午前8時30分  
抽選会場=  
市民総合センター2階「交流ホール」  
お申込み・お問い合わせ=  
スポーツ振興課市民スポーツ係(☎0739<sup>㉔</sup>4907)

有料広告

## 有料広告募集中!

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

市では、本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までに申し込みください。詳しくは、企画広報課(☎0739<sup>㉔</sup>9963)までお問い合わせください。

## 休日急患診療 (☎0739<sup>㉔</sup>4909)

湊1619-8  
市民総合センター内  
田辺広域休日急患診療所



㊦祝に急病になったときのために、急患診療を行っています。

診療内容  
内科・小児科系、歯科の応急診療

診療受付時間 午前9時～11時30分  
午後1時～4時

小児科のみ、㊦夜間の診療を行っています。  
診療受付時間 午後6時～9時30分



市民総合センター  
正面入口右側

# 芳養しおさいまつり ~漁港へGO! GO!~

5/23(土) 午前8時~正午

新芳養漁港(芳養松原一丁目)

(※荒天の場合は翌日24日(日)に順延)



軽トラック市

新鮮な海産物や農産物のほか、様々な自慢の品物を軽トラックの荷台に載せて直接販売します。

小学生親子体験教室

募集人数 小学生とその保護者15組(30名)

申込み(要予約) 5月11日(月)~15日(金)の午前9時~午後5時の間に、下記まで電話でお申し込みください。

参加料 親子1組1,000円(会場の本部受付で当日お支払いください。)

内容 シラス漁見学、生シラス試食、干物づくり加工場見学(午前8時15分ごろ~1時間30分程

度の予定)

芳養湾クルーズ

乗船方法(当日受付) 各運行時間の開始30分前から乗船場所前で整理券を販売します。(各便とも定員約30名。小学生以下の方は保護者の同伴が必要です。)

乗船料 中学生以上:500円、小学生:200円、小学生未満:無料

運行時間(30分間) ①午前8時15分~ ②午前10時~ ③午前10時40分~ ④午前11時20分~

当日の天候や波の状況により、運行時間の変更、減便又は中止となる場合があります。

お問い合わせ 芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会事務局(水産課内)(☎0739②9932)

## (仮称) 松原しおさい団地 分譲宅地申込み募集

所在地 芳養松原一丁目29

募集区画数 13区画

区画面積 142.43㎡(43.09坪)~168.80㎡(51.06坪)

価格帯 569万8,000円~747万5,625円

設備等 漁業集落排水処理施設(加入負担金として19万5,000円が別途必要です。)、ガス(個別プロパンガス)、電気(関西電力)、水道(田辺市上水道)

受付場所 〒646-0032 下屋敷町31-1 水産課

案内書、募集要項及び申込書は、市役所下屋敷分庁舎1階水産課、市役所本庁舎2階案内係、市民総合センター1階やすらぎ対策課、各行政局、芳養連絡所(公民館)で配布しています。

お問い合わせ 水産課水産係(☎0739②9932)



### 広報 田辺

5月号 2009年5月1日発行 発行・編集/田辺市企画広報課  
〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地  
☎0739②9963 ☎0739②5310  
E-mail: kikaku@city.tanabe.lg.jp  
http://www.city.tanabe.lg.jp/

### 編集後記

広報をつくるようになって1年。毎月の特集で取材する中で、いろんなことに興味がわくようになりました。今回は早速影響されて、自転車で通勤してみました。さわやかで、朝からシャキーンと目が覚めて気持ちよかったです。片道約5km。わたしは毎日は無理ですが、自分のペースで続けたいです。広聴広報係でも、自転車に乗りたくなった人が急増中です。(サリー)